

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和7年2月)

1. 開催日時 令和7年2月25日(火)
午後1時30分から午後2時18分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 14人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 5人 (2番 藤本敏夫 4番 久保さとみ 11番 原田正昭 13番 近藤 清
18番 瀬尾誠悟)

5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 10人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 6人 (遠藤予志郎 高野康寛 岸田正幸 山口泰範 山尾雅泰 吉田健)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 第5 議第6号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
- 第6 報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 第7 報告事項(2)農地転用の制限の例外届について
- 第8 報告事項(3)農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 第9 報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について
- 第10 報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生
 局長補佐 原田裕充
 事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局 それでは、ただ今から、令和7年2月吉野川市農業委員会総会を開会致します。
 本日は2番 藤本委員、4番 久保委員、11番 原田委員、13番 近藤委員、18番 瀬尾委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。
 また、農地利用最適化推進委員10名にも出席いただいております。
 それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、7番、芝高委員、8番、河野委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 議第6号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
 報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 報告事項(2)農地転用の制限の例外届について
 報告事項(3)農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願に

について
報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。
なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議長 それでは、議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。
まず最初に、1番及び4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1項をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。
申請地の所在は鴨島町牛島字宮間で、地目は台帳、現況共に田、面積は647㎡です。
譲渡人は、高齢で県外在住であり申請地の管理に苦慮し、譲受人に売却することになりました。譲受人は申請地でブロッコリーやナスを栽培するそうです。

事務局 続きまして4番でございます。3筆でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は鴨島町知恵島字四ツ屋で、地目は台帳、現況共に畑、合計面積は2,688.98㎡です。
譲渡人は、申請地を相続しましたが高齢のため耕作ができず、この度、譲受人に売却することになりました。
譲受人は、家族で申請地に野菜を作付けするそうです。

2件とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

なお、事前に担当の瀬尾委員から両案件について特段問題はないと連絡いただいております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明がございました議第3号1番及び4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第3号1番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第3号1番及び4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番及び3番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番と3番は譲渡人、譲受人、内容も同一ですので一括して説明いたします。位置図については、資料2です。

申請地の所在は鴨島町上下島字南ノ丁の隣り合った田で、面積は2番3番とも1,162㎡です。

譲渡人、譲受人は親子であり、親から子への生前贈与となります。所有権移転後もこれまでどおり家族で耕作を続けるそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 1番、大塚です。ただいま、事務局から説明があったとおりで、親子間の贈与、耕作もできておりますので問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第3号2番及び3番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第3号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第3号2番及び3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、5番及び6番の贈与による所有権移転と7番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明

を求めます。

事務局

5番でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は川島町川島字城北東で、地目は台帳が宅地、現況が畑、面積は1,695㎡です。
譲渡人は申請地を相続しましたが、県外在住で管理ができず、譲受人に譲り渡すことになったとのこと。譲受人は、家族で自家消費用の栗やミカンを育てるそうです。

事務局

6番でございます。3筆ございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は川島町三ツ島字一里松で、地目は台帳が田及び畑、現況が田、合計面積は2,727㎡です。
譲受人は2年ほど前から譲渡人の農作業を手伝っており、この度、申請地を譲り受けることになりました。
農地取得後は、自家消費用のキャベツやブロッコリー、出荷用のトウモロコシ、ジャガイモ、人参などを作付けするそうです。

事務局

7番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は川島町学字吉本で、地目は台帳、現況共に田、面積は398㎡です。
譲受人は、申請地隣りに建つ住宅を購入することになり、併せて申請地も購入し、家族でブロッコリーを栽培することになりました。これまでに農業の経験はありませんが、譲渡人に協力してもらい耕作していくとのこと。

5番6番7番とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

19番

19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。5番6番7番とも問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第3号5番及び6番の贈与による所有権移転と7番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

8番

8番、河野です。5番の台帳面積2,289.55㎡と申請面積1,695㎡に約600㎡の差がありますがなぜですか。

事務局

家が建っておりまして、その敷地以外が現況が農地ということ

農地台帳に記載されている状態です。約600㎡は宅地部分ということになります。

8番 わかりました。

議長 その他ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号5番から7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第3号5番から7番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、8番の贈与による所有権移転及び9番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 8番でございます。13筆の贈与になります。位置図については、資料7と8です。

申請地の所在は山川町住吉が9筆、翁喜台、西ノ原が各1筆、建石が2筆、地目は議案書のとおりで、合計面積は5,095㎡です。

譲渡人は、高齢で後継者もおらず農業経営の縮小を考えており、譲受人に相談した結果、この度申請地を譲り渡すことになったそうです。

譲受人は阿波市で農業を行っており、申請地では米、人参、ネギ、ジャガイモを作付けする予定です。

事務局 続きまして9番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は山川町翁喜台で、地目は台帳、現況共に田、面積は347㎡です。

譲渡人は、譲受人から隣り合う住宅と申請地を併せて購入することになりました。申請地では自家消費用の大豆を作付けする予定です。

以上、8番9番とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

14番 14番、原です。いま、事務局から説明があったとおりでございます。贈与は全部で5,095㎡ですが、特に問題はないと思います。よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第3号8番の贈与による所有権移転及び9番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号8番及び9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第3号8番及び9番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 それでは、1番の農業用倉庫のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4頁をご覧ください。
1番でございます。位置図については資料9です。
申請地の所在は、鴨島町内原字前場で、地目は、台帳、現況ともに畑、転用面積は858㎡のうちの337㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
申請地は、農地ではありますが、転用許可を得ることなく、一部が整地され農業用倉庫敷地として利用されています。
申請者から、管理農地の増加に伴い、農機具が増えて自宅保管が困難になり、申請地にトラクター保管用と作業所として農業用倉庫2棟を建てたとのことで、倉庫の用途から問題ないと思っていたが、農地法の理解が不十分であったことを反省し、今後このようなことがないように気をつけると記した始末書が提出されています。
なお、200㎡未満の農業用施設用地については届出ですみますが、今回はそれを超えていますので転用許可が必要になります。
転用の概要は、農地の一部を整地し農業用倉庫を2棟設置しています。隣地との境界には擁壁があり、給排水はなく、雨水は地下浸透させていますので、周辺の農地への影響は現在ありません。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、追認やむを得ないと思われまます。
以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きます、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 1番、大塚です。ただいま、事務局から説明があったとおりで、農地法を十分理解していなかったのですまないことをしたと申請者からも言われておりました、今後気をつけるとのことでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番の農業用倉庫のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第4号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第4号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、議第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5頁になります。1番でございます。2筆でございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字先須賀ノ三、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は1,112㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢のため、耕作が困難になってきており、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きます、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、山口です。補足説明をさせていただきます。譲渡人は後継

者もおらず、申請地につきましては、ここ数年耕作はしておらず雑草の管理だけしております。詳細は事務局から説明があったとおりですので特に問題ないと判断致します。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第5号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第5号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　2番でございます。位置図については、資料11です。
申請地の所在は、鴨島町西麻植字田渕、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,112㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。
譲渡人は、農地の管理に苦慮しており、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。
計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　続きまして、担当委員であります、17番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 　17番の江本でございます。現地調査の結果、担当委員として意見を述べさせてもらいたいと思います。詳細につきましては、事務局から説明があったとおりでございますが、現地につきましては、付近に住宅が点在する土地でございます。西側には太陽光パネルが設置されております。そういったことから考えても周辺にはマッチした転用であるかなという気持ちがございます。そして、設置後に何かあった場合は設置者の方で対処しますとの一文も申請書類に入っております。別に問題ないのではないかと考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、2番の

売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第5号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第5号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第6号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。
1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第6号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。
議案書の6頁をご覧ください。従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、1番でございます。位置図については資料12です。

所在は、鴨島町敷地字呉谷、地目は台帳が畑、現況が宅地、面積は496㎡でございます。

申請地は隣接地と共に宅地として長年一体利用されており、申請人より提出された、平成15年4月6日に撮影された航空写真により、申請地が農地ではなく宅地として利用されていること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。先週、会長、職代、事務局と現地を確認してまいりました。内容につきましては、ただいま事務局が説明したとおりでございます。建物については建築後何年も経過している状態でございます。非農地とすることもやむを得ないと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第6号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第6号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第6号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 次に、
報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(2)農地転用の制限の例外届について
報告事項(3)農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について
報告事項(4)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(5)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の7頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料13です。

所在は、鴨島町牛島字明治開、地目は、台帳、現況共に畑、転用面積は791㎡のうち559㎡でございます。転用後は、使用貸借権を設定し、借人が貸し駐車場として利用することです。令和7年1月28日に届出が提出され、同日で受理、令和7年2月3日にその旨を通知しました。

事務局 ○報告事項(2)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の8頁をご覧ください。1番でございます。3筆でございます。届出のあった土地の所在は鴨島町山路字岡原で、位置図については、資料14です。

こちらは、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第6号による、屋外用バスケットコートとして、吉野川市長からの転用届出でございます。

令和7年1月10日付けで、これを受理致しました。

2番でございます。届出のあった土地の所在は山川町翁喜台で、位置図については、資料8です。こちらは、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第1号による、農業用倉庫用地への転用届出でございます。転用面積は1,014㎡のうち78.

00㎡です。令和7年1月31日付けで、これを受理致しました。

事務局

○報告事項（3）農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について、をご報告致します。

議案書の9頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料15です。

今回許可申請の取り下げがあった土地は、山川町宮北で、地目は、台帳、現況共に田、面積は637㎡でございます。本件は、先月に許可申請があり、状況の再確認をするため保留となっていた案件です。譲渡を受ける予定だった方が耕作することが困難になったため、令和7年2月3日に取下願が提出され、同日で受理、令和7年2月6日にその旨を通知しました。

事務局

○報告事項（4）農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の10頁をご覧下さい。1番でございます。位置図については、資料16です。

照会地は、所在が山川町川田で、面積は863㎡、登記地目は畑ですが、農地台帳には記載がなく、固定資産税も以前から農地として課税されていません。

照会地の現地確認を行った結果、農地の機能は無いことを確認致しましたので、令和7年1月15日付けで非農地であることを回答したものでございます。

事務局

○報告事項（5）農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の11頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、農地法第3条による賃貸借権の合意解約1件2筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約1件1筆でございます。

以上でございます。

議長

報告事項（1）から（5）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

○地域計画案についての意見について
○その他

議長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後 2 時 1 8 分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記